

情報化社会における市民のプライバシー保護 ～労働者の私用メールに対する監視と不法行為責任を中心に～

日 野 辰 哉

《目次》

- ． 問題設定
- 1. はじめに
- 2. 私的Eメールをめぐる判決についての疑問
 - (1) 労務提供過程におけるEメールのプライバシー該当性
 - (2) 違法性判断とその背景
 - (3) 問題提起と本稿の立脚点
- ． 最高裁判決を中心としたプライバシー保護の検討
- 1. 早稲田大学名簿提出事件判決の検討
 - (1) 事件の概要と判決理由
 - (2) プライバシーと単純な個人識別情報
 - (3) 最高裁判決における違法性判断の理解
 - a) 反対意見および原審との対比
 - b) プライバシー保護に関する従来の最高裁の判断枠組みとの関連
- 2. まとめ
- ． 結論

《本論》

I. 問題設定

1. はじめに

個人情報保護法（以下、保護法）の制定後も企業からの個人情報の流出が止まらない¹。個人情報保護法により、個人情報データベースに個人情報が登録されている個人が5000人を超える企業

¹個人情報保護法が05年に全面的に施行されてから約1年後の状況について、宇賀克也「個人情報保護法の施行状況と今後の課題」国民生活36巻4号6頁（2006年）。

(保護法2条3項「個人情報取扱事業者」)(個人情報保護施行令2条)は、その内部において個人情報保護法に規定される安全管理措置等、様々な措置を講じることが義務付けられている(保護法20条以下)。それにもかかわらず、毎日のように、個人情報の漏洩が報道されている。

社外からの不正侵入、コンピュータウイルスによる汚染といった社外からの脅威のほかに、社内から情報の流出する事件が目を引く²。実際に内部からの情報漏洩により損害賠償を請求された企業があとをたたない事態を踏まえ、企業の中には、労働者の管理を一層強めている³。例えば、労働者が会社のパソコンを使用している際に、管理者等の専用パソコンのモニターに労働者の使用状況が映し出される、といった形で常時監視されている事態が報道されている。労働者が社外に向けて送信したメールや添付書類についても、指定された単語が含まれている場合には、当該メールが管理者に転送されるシステムが構築される事例も報告されている⁴。個人情報保護法が、本来は個人の自由を保護する事を目的とするにもかかわらず、労働者の管理を強化する端緒となっている。

2007年3月に発覚した、大日本印刷から863万件もの個人情報の流出した事件において、情報セキュリティの面での管理の甘さが指摘されており、このような場合にはより一層厳重な管理体制の構築が望まれることは、個人情報保護法の趣旨に沿うものといえる⁵。他方で、労働者によるパソコンの利用状況を常時監視することが、例え常時監視についての事前の告知があったとしても適法であるのか疑問がないわけではない。

いうまでもなく、労働者にもプライバシーが対企業との関係においても、保護されるべきであり、本来、個人情報保護法も、この方向での活用が期待されているはずである。今後もパソコンを利用する傾向が一層強まれることを考えれば、会社所有のパソコンを用いてのメールの保護が、労働者のプライバシー保護の観点から検討される必要があろう。

2. 私的Eメールをめぐる判決についての疑問

(1) 労務提供過程におけるEメールのプライバシー該当性

F社Z事業部事件の発端はいささかユニークなものであった⁶。F社Z事業部に勤務する原告Xは、同事業部事業部長を務める被告Yから飲食の誘いを度々受けていたため、Yへの嫌悪感をつづる内

²個人情報漏洩事件のうち、内部に起因する事件が約80%を占めるとも言われている。岡村久道「変貌する社会と個人情報の保護のあり方」国民生活36巻4号13頁(2006年)。

³Yahoo BB会員の個人情報が、委託業務を実際に行っていた者により外部に持ち出され、恐喝未遂事件に利用された事件において、一人当たり6000円の慰謝料請求が認められた。流出した個人情報は451万人分であると報道されている。大阪地判平成18年5月19日判時1948号122頁。エステティックサロンTBCによりホームページの製作・保守の業務委託を受けた第三者により顧客情報が外部から自由に閲覧可能になった事件で、TBCが使用者責任を問われ、一人2万2千円～3万5千円の慰謝料請求が認められた。この事件で流出した個人情報は、約3万件ともいわれる。東京地判平成19年2月8日判時1964号113頁。

⁴朝日新聞2007年4月19日付朝刊「ウェブが変える(下)社員をネット監視」。

⁵井田香奈子「止まらない個人情報流出」国民生活37巻7号36頁(2007年)。

⁶東京地判平成13年12月3日労判826号76頁。永野仁美・ジュリ1243号153頁。小畑史子『労働法判例百選第7版』46頁。荒木尚志『メディア判例百選』234頁。砂押以久子・労判827号29頁。藤内和公・法時75巻5号100頁。真嶋理恵子・NBL734号6頁。

容のメールを夫X₂宛に送信するつもりが、誤ってYに送られることとなった。これに対してYは、X₁のメールを監視するようになり、X₁がパスワードを変更すると、会社のIT部にX₁らのメールをY宛に転送するよう依頼した。なお、F社Z事業部では、職場でのメールの監視・調査活動に関するルールは周知徹底されていなかった。

X₁らは、Yによるセクシャルハラスメント行為およびX₁らの私的メールを無断で閲読したことによる不法行為に基づく損害賠償請求を提起した。

裁判所は、まず、私的Eメールのプライバシー該当性について次のように判断した。

「会社のネットワークシステムを用いた電子メールの私的使用に関する問題は、通常の電子装置におけるいわゆる私的電話の制限の問題とほぼ同様に考えることができる。すなわち、勤労者として社会生活を送る以上、日常の社会生活を営む上で通常必要な外部との連絡の着信先として会社の電話装置を用いることが許容されるのはもちろんのこと、さらに、会社における職務の遂行の妨げとならず、会社の経済的負担も極めて軽微なものである場合には、これらの外部からの連絡に適宜即応するために必要かつ合理的な限度の範囲内において、会社の電話装置を発信に用いることも社会通念上許容されていると解するべきであり、そのことは、会社のネットワークシステムを用いた私的電子メールの送受信に関しても基本的に妥当するというべきである。」「社員の電子メールの私的使用が前記イの範囲にとどまるものである限り、その使用について社員に一切のプライバシー権がないとは言えない。」

裁判所は、次に、Eメールに対するプライバシー権の保護の程度について次のように判断する。

「社内ネットワークシステムを用いた電子メールの送受信については、一定の範囲でその通信内容等が社内ネットワークシステムのサーバーコンピューターや端末内に記憶されているものであること、社内ネットワークシステムには当該会社の管理者が存在し、ネットワーク全体を適宜監視しながら保守を行っているのが通常であることに照らすと、利用者において、通常の電話装置の場合と全く同程度のプライバシー保護を期待することはできず、当該システムの具体的状況に応じた合理的な範囲での保護を期待し得るに止まるものというべきである。」

まず本判決の意義は、社内ネットワークシステムを利用しての私的メールに対してプライバシー保護が認められたということである。この事件と反対の立場とる日経クイック情報事件判決⁷において裁判所は、就業時間内での私的メールが従業員の職務遂行義務違反に当たるとして、一切のプライバシー保護を認めていない。F社Z事業部事件において、裁判所は、「会社における職務遂行の妨げとならず、会社の経済的負担も極めて軽微なものである場合」、「一切のプライバシー権がない

⁷東京地判平成14年2月26日労判825号50頁。もっとも、判決では、「プライバシー」に言及せず、「精神的自由」という表現が用いられている。

とはいえない。」ことを認める。

但し、電子メールは、サーバーや端末に記録として残り、なおかつ、ネットワーク管理者によるネットワークの保守管理の存在により、電話の私的使用と比べてプライバシー保護の程度が低いとする。電話と比較して、メールへのアクセスの容易さが、プライバシー保護への期待、秘匿性が弱まるという裁判所の論理には、いささか難があるように思われる。むしろ、こうしたデータへの他者からのアクセス（情報の収集の他に・蓄積・保存・加工・利用）の容易さが、従来とは異なる方法で、個人情報保護すべきであると思われる⁸。また、このように理解することが、以下で示すように、データ保護をめぐる近年の下級審判決や最高裁判決の動向にも沿うものであると思われる。

このF社Z事業部事件と類似の判断枠組みのもとで従業員の私的メールのプライバシー保護を認めた事件として、グレイワールド事件判決がある⁹。この判決では、「労働者は、労働契約上の義務として就業時間中は職務に専念すべき義務を負っているが、労働者といえども個人として社会生活を送っている以上、就業時間中に外部と連絡を取ることが一切許されないわけではなく、就業規則等に特段の定めがない限り、職務遂行の支障とならず、使用者に過度の経済的負担をかけないなど社会通念上相当と認められる限度で使用者のパソコン等を利用して私用メールを送受信しても上記職務専念義務に違反するものではないと考えられる。」という判断を示している¹⁰。

F社Z事業部事件判決そしてグレイワールド事件判決において、就業規則などで予め私的メールの取り扱いについて明記している場合、私的メールに対するプライバシー保護が不法行為における損害賠償請求において認められることになるのか否か、という論点が浮かび上がる。これは保護法と不法行為に基づく損害賠償請求との関連の問題であるが、極めて形式的な事前の同意が、会社側の不法行為責任の成立を当然に否定するとはいえないと思われるが、ここではこれ以上触れることはしない¹¹。

（２）違法性判断とその背景

裁判所は、最後に、この私的Eメールに対する監視行為に関する違法性の判断枠組みを次のように示す。

「職業上従業員の電子メールの私的使用を監視するような責任ある立場にない者が監視した場合、あるいは、責任ある立場にある者でも、これを監視する職務上の合理的必要性が全くないのに専ら個人的な好奇心等から監視した場合あるいは社内の管理部署その他の社内の第三者に対して監視の事実を秘匿したまま個人の恣意に基づく手段方法により監視した場合など、監視の目的、

⁸ 砂押を始めとして、本件の評釈者は、Eメールの秘匿性を把握するための比較の素材として、電話よりも手紙を挙げ、私的メールのプライバシーの要保護性の高さが指摘されている。砂押以久子・労判827号37頁。

⁹ 東京地判平成15年9月22日労判870号83頁。

¹⁰ 荒木は、職務専念義務違反を、労働時間中のメールの私的利用を抽象的職務専念義務違反と懲戒等の措置を根拠付ける具体的職務専念義務違反とに分けるという理解を示す。荒木尚志「判例評釈」堀部政男＝長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2006年）234頁。

¹¹ 二関辰郎「個人情報の第三者提供と不法行為の正否」法時78巻8号94頁（2006年）。

手段及びその態様等を総合考慮し、監視される側に生じた不利益とを比較衡量の上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限り、プライバシー権の侵害となると解するのが相当である。」

まず、裁判所は、不法行為責任の要件である違法性を判断する枠組みを提示している。「監視の目的、手段及びその態様等を総合考慮し、監視される側に生じた不利益とを比較衡量の上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限り、プライバシー権の侵害となる」とあるように、使用者側の企業秩序の維持と従業員側のプライバシー権との比較衡量を行うことを求める。

次に、「社会通念上相当な範囲を逸脱した監視の具体例」として、メールを監視する立場にない者が監視した場合の他に（地位）、監視する地位にある者でも、職務上の合理的必要性がないにもかかわらず専ら個人的好奇心から監視する場合（監視の目的・動機）、社内の管理部署その他社内の第三者に対して監視を秘匿したまま個人の恣意に基づく手段方法により監視した場合（監視の方法）を挙げているところから判断するに、相当問題のある監視の態様（目的や動機、方法）でない限り、会社による労働者のプライバシー侵害は認められないこととなる。

このような違法性の判断枠組みは、一般市民のプライバシー侵害をめぐる不法行為責任におけるそれと一見すると共通するように思われる。例えば、殺人・強盗殺人等の罪で起訴されていた少年の経歴・交友関係等の情報が、仮名を用いて、雑誌に記載されたため、少年の名誉・プライバシー侵害に基づく損害賠償請求がなされた裁判がある。週刊文春事件判決といわれる裁判である¹²。

最高裁は、「プライバシー侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に、不法行為が成立する」という一般的な判断枠組みを示した。その上で、最高裁は、より具体的に、「本件記事が週刊誌に掲載された当時のXの年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」と述べる。

両者は、確かに審査の密度について違いがあるものの、プライバシー情報を開示する利益と非開示にする利益とを比較衡量（以下では、総合考慮方式とする。）することでは共通性を有する。しかし、先の最高裁の判断枠組みの背景には、人格権としてのプライバシー権と雑誌における記事の掲載という表現の自由・報道の自由という憲法上の価値のバランスという、極めて困難な判断が迫られている。報道をめぐるプライバシー侵害に関しては、その不法行為責任の認定において、総合考慮方式を採用することに十分な理由がある。

他方で、F社Z事業部事件判決では、労働者のプライバシー権と対抗関係にある監視者の法益が

¹²最二小判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。角田美穂子・法セ585号113頁。高佐智美・法セ582号114頁。飯室勝彦・法セ582号106頁。飯塚和之・NBL 786号75頁。

示されていない。労働者の私用メールに対する会社の調査行為が不法行為に該当するかが問われた日経クイック事件判決において、裁判所は、企業が企業秩序を定立し維持する権限を有し、労働者は労働契約の締結により当然に企業秩序の遵守義務を負うとする。労働者が企業秩序違反行為を行った場合に、企業は当該違反行為を調査する権限を有し、但し、「上記調査や命令も、それが企業の円滑な運営上必要かつ合理的なものであること、その方法態様が労働者の人格や自由に対する行き過ぎた支配や拘束でないことを要」すると判示する¹³。この日経クイック事件判決から判断するに、裁判所は、F社Z事業部事件判決においても、メールの監視者側の法益として企業秩序の維持を想定していたと思われる。問題は、この使用者の企業秩序維持という利益が、報道の自由や表現の自由に相当するものと言えるのか否かである。

仮に、使用者の企業秩序維持という利益の背後には、財産権や営業の自由という憲法上の権利があるとしたとしても、次に問題となるのは、総合考慮方式という枠組みを採用することが果たして妥当なのか、である¹⁴。

(3) 問題提起と本稿の立脚点

労働者のプライバシー保護について、市民一般のそれと比較して「特殊性」が語られ、大幅の制限に服さざるを得ないことが指摘されている。「労働契約は、労働力を対象とする継続的契約関係であり、使用者は労務指揮権を行使して労働力を利用するため、それに関連する労働者の個人情報を取得し、利用することが必要不可欠である¹⁵。」

このような労働者の置かれている特殊な状況を踏まえて、労働者に固有のプライバシー概念を想定することも、あるいは必要なかもしれない。

しかし、可能な限り、一般市民と同じプライバシー保護が労働者についても認める方向も考えるべきと思われる。少なくとも、本稿で問題とする、業務用の機器を用いて、業務と関係のない私用メールに対する監視の不法行為責任の有無につき、この労働者の置かれている特殊性が考慮されるべきかは一考を要する。またこうした考えは、2003年に制定された個人情報保護法の方向性にも沿うものと思われる。この保護法は、行政機関だけでなく、一定数以上の個人データを保有する企業についても、個人識別情報の適正な管理に関する基本事項について規定する法律である¹⁶。但し、本稿は、あくまでも、個人のプライバシー保護を不法行為の局面に限定して考えるものであるから、

¹³前掲注(7) 59頁。

¹⁴菅野和夫『労働法 第7版補正版』（弘文堂、2006年）358頁～362頁によれば、判例は、企業秩序全体が企業および労働契約の本質そのものに根ざしているとする。この企業の秩序維持権限の限界については、山田省三「雇用関係と労働者のプライバシー」『講座 21世紀の労働法 6 労働者の人格と平等』（有斐閣、56頁）を参照した。

¹⁵竹地潔「労働者のプライバシー保護」角田邦重＝毛塚勝利＝浅倉むつ子編『労働法の争点 第3版』（有斐閣、2004年）111頁。募集・採用に際しての応募者の様々な情報の収集、労務提供過程における労働条件の決定のため、そして、法令上または契約上の企業に課せられた多様な配慮義務の履行のため、企業は労働者の個人情報を収集する必要性に迫られるという、労働契約関係の特殊性が挙げられている。山田・前掲論文、60頁。

¹⁶もっとも、個人情報保護法の規定が抽象的に過ぎるということで、実際の運用で混乱が生じ、過剰規制の問題が発生していることが新聞等で報道されている。朝日新聞2007年6月18日付「進む過剰な匿名化」。

この保護法との関連について考察を行わない¹⁷。

本稿は、プライバシー概念を明記した最高裁判決におけるプライバシー保護の到達点から、会社の機器を用いた労働者の私用メールに対する会社の監視行為の不法行為責任を構成する判断要素を検討するものである。そこで以下では、プライバシー保護に関する最高裁判決の一つの到達点といえる、早稲田大学名簿提出事件最高裁判決を中心に検討する事とする。

II. 最高裁判決を中心としたプライバシー保護の検討

1. 早稲田大学名簿提出事件判決の検討¹⁸

(1) 事件の概要と判決理由

被告Y（学校法人早稲田大学）が設置する早稲田大学は、江沢民国家主席の講演会を開催することを計画し、関係機関と打ち合わせの上、学生に参加を呼びかけた。その際に、早稲田大学は、警視庁から警備のために本件講演会に出席する者の名簿を提出するよう求められた。これに対して早稲田大学は、内部での議論の末、名簿提出を決めた。講演会参加の申込みの時点では、このような警視庁への名簿提出について何ら言及もなく、学籍番号、氏名、住所及び電話番号の名簿への記載が参加者学生に求められた。原告Xらは、講演会に参加し、その際、大声で叫ぶなどしたため、私服警察官により現行犯逮捕され、大学からは譴責処分が付された。Xらは、本件名簿の写しが無断で警視庁に提出されたとして、損害賠償請求をした。

一審・二審ともに、本件個人情報プライバシーであることを認める一方で、請求それ自体は棄却した。これに対して最高裁は、本件個人情報のプライバシー性を認め、原審におけるプライバシー侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分を棄却するとし、原審に差し戻した。

まず、早稲田大学が警視庁に提出した情報について、最高裁は次のような判断を示した。

「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。……しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

次に、最高裁は、違法性判断につき次の様な判断を示す。

¹⁷アメリカにおける労働者の電子メールに対する監視については、竹地潔「電子メールのモニタリングと嫌がらせメール」日本労働法学会誌90号（1997年）43頁がある。

¹⁸最二小判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。高佐智美・法セ588号118頁、内野正幸・法教281号146頁。井上則之・判例セレクト2003（法教282号別冊付録）3頁。前田陽一『平成15年重要判例解説』89頁。高井裕之・同11頁。前田陽一・判タ1144号89頁。水野謙・判例セレクト2003（法教282号別冊付録）21頁。浜田純一『メディア判例百選』94頁。杉原則彦・曹時56巻11号227頁。

「早稲田大学は、上告人らの意志に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないとすべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するものというべきである。原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するものではない。」

以下では、早稲田大学名簿提出事件での最高裁の示した判断枠組みを、これまでの諸判例の中に位置づけることとする。

(2) プライバシーと単純な個人識別情報

まず、不法行為をめぐる最高裁判決において、プライバシー概念を明示した判決がでたのはここ数年のことである。関西電力事件判決¹⁹、週刊文春事件判決²⁰、そして差止請求に関するものではあるが『石に泳ぐ魚』事件判決²¹がそれである。

これらの事件においてプライバシーの対象として指摘された事柄が何であったのかを見ておく。

では、従業員を会社内部で孤立させ、監視の対象とする過程において、退社後の尾行やロッカーにある私物の写真撮影を、「職場における自由な人間関係を形成する自由を不当に侵害するとともに、その名誉を毀損するものであり、また被上告人丙川らに対する行為はそのプライバシーを侵害するもの」と評価し、退社後の従業員の行動やロッカーにある私物を「自由な人間関係の形成に自由」「名誉」とともに「プライバシー」として認めている。

では、犯行時少年であった原告の犯行態様（犯人情報）、そして、年齢・少年院歴・家族関係・離婚歴・暴力団員との交友関係（履歴情報）について、最高裁は、「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれもXの名誉を毀損する情報であり、また他人にみだりに知られたくないXのプライバシー情報に属する情報であると言うべき。」と述べている。

では、差止請求の対象となる小説に登場する人物について、「顔面に完治の見込みのない腫瘍」があること、高額寄付を募る問題のある団体として描かれる新興宗教に入信していたという虚偽の事実があること、父親が「講演先の韓国でスパイ容疑で逮捕された経歴」を持つという記述が、原告の名誉毀損、プライバシー及び名誉感情の侵害に当たると判断が示されている。

また、実質的にみて、審理においてプライバシーに相当する法益侵害を理由とする損害賠償請求

¹⁹最三小判平成7年9月5日判時1546号115頁。

²⁰最二小判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。

²¹最三小判平成14年9月24日判時1802号60頁。

が審理に付された事件がいくつかある。なかでも、先に挙げた 事件判決において、プライバシー侵害に基づく不法行為成立の成否について言及する中で引用された事件、すなわち、ノンフィクション『逆転』事件判決が注目される²²。この事件では、原告の前科等に関わる事実の公表が問題となっていた。

このように から でプライバシー権により保護されるべきとして挙げられた事柄は、広く捉えれば、「他人の知られたくない私生活上の事実又は情報」ということができよう。センシティブ情報が秘匿性の高い事実ないし情報という意味であるとすれば、 について、ロッカーにあった私物が所持人の思想・信条に関わるものであることや、 が履歴情報であるなど、センシティブ情報といってもよいと思われる情報である。これに対して、早稲田大学名簿提出事件では、判決理由中でも指摘があるように、必ずしも、秘匿性が高いとは言い難い情報の提供の適否が問われているところに、特徴の一つがあったと言える。しかし、下級審で審理されたいくつかの事件を見ると、既に、非センシティブ情報の開示の適否が問われた事件があったことがわかる²³。

下級審判決のなかには、住所、氏名、電話番号などの個人情報本人の予期しない者に開示されたことに起因する損害賠償請求事件が、90年代から徐々に出始めてきていることが注目される。

まず、マンション購入者の勤務先の名称とその電話番号が、マンション販売業者により、マンション管理会社に開示された事件において、当該個人情報がプライバシーに該当するか否かが問われていた。そして、小説『宴のあと』事件判決²⁴で示されたプライバシー該当性についての一般的判断枠組みに同意し、本件個人情報が「必ずしも、私生活に限られた事実と云いがたい面があることは否定できない。」としながらも、プライバシーの権利を「自己に関連する情報の伝播を、一定限度にコントロールすることを保障することをその基本的属性とするものと解される」と再構成し、プライバシー性を認めた²⁵。

次に、電話の加入者がNTTに対して電話帳に本人の氏名、電話番号、住所を掲載しないよう明示的に依頼したにもかかわらず掲載した事件がある²⁶。この個人情報については、先の事件と同じ枠組みの下で慎重な審理を行い、プライバシー性が認められている。

最後にネット掲示板に本人に無断で氏名、職業の他に勤務地の住所・電話番号が掲載された事件において、裁判所は、先に示したプライバシー該当性についての判断枠組みを示しながら、当該個人情報が、NTTにより作成される地域別の職業別電話帳に掲載されていることから、「必ずしも純

²²最三小判平成6年2月8日民集48巻2号149頁。

²³プライバシー該当性の判断について、当該情報がセンシティブであるか否かという事情にそれほど大きな意味がないという指摘について、林田清明・北法54巻2号541頁、吉野夏己「個人情報の提供と責任」竹田稔＝堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001年）387頁。

²⁴東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁。公表された事柄がプライバシーに該当するか否かについて、裁判所は、「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること」、「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、一般人に未だ知られていない事柄であることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快・不安の念を覚えたことを必要とする。」と指摘していた。

²⁵東京地判平成2年8月29日判時1382号92頁。

²⁶東京地判平成10年1月29日判時1646号102頁。

粹な私生活上の事柄であるとはいいい難い面がある。」としながらも、当該業務と関連づけて個人情報公開されているに過ぎず、本人にしてみれば、当該情報が右目的との関連でのみ伝播することを期待し、「公開目的と関係のない者にまで知られたくないと欲することは決して不合理なことではな」という。確かに、インターネットに氏名、勤務地の住所、電話番号が掲示されることは、診察を希望する目的を持たない不特定多数の者の目に触れることになり、場合によっては悪戯電話などの嫌がらせの危険が生じ、たとえ電話帳で既に公開されている個人情報ではあったとしても、当該情報にアクセスすると想定される者の範囲が異なり、その性質が異なるといえる。

このように下級審において、個人情報の保護が問題となる判決が続く中で、刑事事件ではあるが、最高裁でプライバシー保護と個人情報の関連について注目すべき判断を行った事件がある。それが外国人指紋押捺拒否事件判決である²⁷。

最高裁は、「指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内面に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつもので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。」と指摘するように、指紋が必ずしも要保護性の高いセンシティブ情報であるとはいえないとしながらも、用いられ方によってはプライバシー情報となること、換言すれば、当該情報が用いられる文脈ないし社会状況により、プライバシーとして保護されることを指摘していた。

また、不法行為に基づく損害賠償責任が肯定された事件において、最高裁は、明示的にプライバシーという概念を用いることなく、配布されたビラの末尾に記載された氏名、住所、電話番号等について「私生活の平穩などの人格的利益」という指摘を行っている²⁸。

早稲田大学名簿提出事件で問題となった個人情報は、最高裁自身が指摘するように、秘匿性の必要が高くない情報であり、情報開示の態様についても、不特定多数に対する公開（公表型）ではなく限られた者への公開（非公表型）であったが、名簿の提出先が、本人にとっても開示して欲しくない相手方＝警視庁であったという文脈が、プライバシー該当性についての判断に大きな影響を与えた事は否定できないであろう²⁹。

プライバシーにより保護される事柄に質的な相違があると同時に、プライバシーにより保護される法益の類似性をも指摘することが出来よう。その類似性とは、私生活上の平穩を享受する利益とでもいべき法益のことである。

（３）最高裁判例における違法性判断の理解

a) 反対意見および原審との対比

ここでは、本件における最高裁の違法性判断について原審および反対意見と対比させながら、その位置づけを行う。但し、原審は、基本的に第一審判決における違法性判断に従っているのでこ

²⁷最三小判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁。

²⁸最一小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁。

²⁹棟据快行＝山野目章夫＝木村邦明＝本橋春紀＝大石泰彦「プライバシーをめぐる今日の状況とプライバシー理論の現在」法時48巻4号15頁（2006年）山野目発言。水野謙・判例セレクト2003、21頁。

では、基本的に第一審判決をみることにする。

第一審判決は、「私生活上の情報を開示する行為が、直ちに違法性を有し、開示者が不法行為責任を負うことになると思うのは相当ではなく、諸般の事情を総合考慮し、社会一般の人々の感受性を基準として、当該開示行為に正当な理由が存し、社会通念上許容される場合には違法性がなく、不法行為責任を負わないと判断すべきである。」と説示し、社会一般の人々の感受性を基準に諸般の事情を総合考慮することを求める（以後、これを総合考慮審査方式とする。）。その上で、判決では諸般の事情として、「当該情報の内容、性質、プライバシーの権利ないし利益として法的に保護される程度、度合い、情報主体が開示行為により被った不利益の内容、程度、開示行為の目的、その必要性の程度、開示の方法、態様等」が挙げられている³⁰。

最高裁判決での反対意見は、どうであろうか。当該情報の性質、法的保護の必要性の程度、情報提供の目的、情報開示の方法・態様、情報主体の被る不利益の内容といった諸事情に言及し、これらの総合考慮を決する基準としての社会通念が語られていることから、基本的には原審の立場、即ち総合考慮方式と同じものと判断することができる。これらと比較すると、最高裁多数意見の特徴が浮かび上がってくる。即ち、本人同意手続の不存在 特別の支障の有無 不法行為成立、といういわば「自己情報コントロール方式」という新たな判断枠組みを提示しているかのように見えるのである。

更に、多数意見の末尾にある「原判決の説示する本件個人情報秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない。」という説示は、最高裁判決の特異性を支えているようにも思われる。

また、この判決をもってして、最高裁は自己情報コントロール権型の判断枠組みを採用したという見方を示す判例評釈があるが、まさにこの見方をしているものであろう。しかし、他方で、開示の目的や必要性を一切考慮することなく、直ちに不法行為と認定される事は、情報の活用という点ではやや硬直的に過ぎる判断ではないか、という疑問もまた生じてくるのである³¹。

b) プライバシー保護に関する従来の最高裁の判断枠組みとの関連

早稲田大学名簿提出事件の原審、そして反対意見が採用した総合考慮方式は、これまでのプライバシー保護に関する事件の多くで採用されていた判断枠組みに従っていることがわかる。

週刊文春事件において、最高裁は、「また、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから、……本件記事が週刊誌に掲載された当時のXの年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲と

³⁰東京地判平成13年10月17日民集57巻8号1037頁。原審では、地裁判決で示された諸般の事情に含まれる要素の他に、「当該個人情報の収集目的と開示の目的との間の関連性の有無、程度等」が付け加えられている。東京高判平成14年7月14日民集57巻8号1069頁。

³¹浜田純一「判例評釈」堀部政男 = 長谷部恭男『メディア判例百選』（有斐閣、2005年）94頁。高佐智美・法セ588号118頁。

Xが被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表示の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これを比較衡量して判断することが必要である³²。」と説示している。

また、「ノンフィクション『逆転』」事件判決においても、最高裁は、「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らし実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない³³。」と述べるように、基本的に同じ判断枠組みを示している。

こうしたプライバシーに言及した最高裁判決をみる限りでは、F社Z事業部事件判決も基本的にはこの総合考慮方式に従っているということが言える。

プライバシー保護に関する最高裁の一連の判決と比較して、早稲田大学名簿提出事件が総合考慮方式を採用しなかった理由を、前田は、「自己が欲しない他者に対して個人情報同意なく開示された事案であり、『表現・報道の自由』との調整が問題とならない類型であることが影響していると見ることもできる。」と説明する³⁴。確かに、本件で専ら問題となっているのは、一連の個人情報を記した名簿を管理する早稲田大学が外部の第三者、即ち警察に名簿を提供したということであり、これまでのプライバシー侵害の問われた事件とは、様相を異にしていることは間違いない。それでは、最高裁は本件で、新聞・雑誌による報道の自由や小説などの表現の自由とは関わらない、プライバシー保護が問われる事件の類型についての新たな判断枠組み（自己情報コントロール方式）を示したといえるのであろうか。

このような見方とは異なる理解も既に示されている。内野は、多数意見による反対意見に対する応答を、「これらの事情は考慮しなくてもよい」という趣旨に読まれるおそれもある。しかし、それは“これらの事情を考慮しても、なおかつ……”と読まれるべきであろう。」と解する³⁵。杉原は、プライバシー侵害による不法行為の成否につき、「プライバシー情報の多様性、外延の曖昧さを考慮するならば、プライバシー侵害による不法行為の成否は、プライバシー情報該当性と侵害態様の違法性を相関的に考慮し、そこで不法行為の要件を充足する場合に、違法性阻却事由を検討するという判断枠組みに従って判断することになる。」と、不法行為の違法性判断についての通説である

³²最二小判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。

³³もっとも、この判決では、プライバシーという言葉は一切使われず、「前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更正を妨げられない利益」と規定されている。参照前掲注(22)149頁。

³⁴前田陽一「プライバシー侵害の不法行為に関する最近の二つの最高裁判決」判タ1144号95頁(2004年)。

³⁵内野正幸・法教281号146頁。

相関関係説、換言すれば総合考慮方式に従っていると理解している³⁶³⁷。その上で、定型的判断としての違法性と、違法性阻却事由を踏まえた上での個別的判断としての違法性とを分け、前者について、当該個人情報の秘匿性の程度、開示の公益性、要人警護の必要性から一般的に講演会主宰者と警察機関の情報交換が予測される事からの推定的同意の有無を考慮し、結論として定型的違法性を認め、後者について、本人の承諾を得る手続を踏まえない特段の事情を否定し個別的違法性の存在を指摘する。

このように、本件最高裁判決についての理解を、表現の自由や報道の事由との対抗関係にない事案に特殊な判断枠組みを提示したものと理解するのではなく、あくまでも従来のプライバシー侵害事件判決で見られた総合考慮方式の枠組みの中で捉えたとする場合、考慮要素として挙げられた「本人同意の有無」は、いかに位置づけられるのであろうか。

住所や氏名そして電話番号といった個人情報については、一定範囲の者の間での流通を前提にしつつも、その範囲を超えた不特定者（必ずしも多数ではない。）への情報の伝播による私生活の平穩の侵害（それが具体的なものであれ抽象的なものであれ）が考えられ得る事案について、他の判断要素と比較してとりわけ重要な考慮要素になる、と考えることが出来るように思われる。

この判断要素は、先のF社Z事業部事件においても、考慮すべき要素として無視することのできないものであるはずである。早稲田大学名簿提出事件最高裁判決に指摘されているように、当該個人情報の要保護性の程度に関係なく、違法性の有無が判断されるべきである。即ち、まず、F社Z事業部事件判決のように、私用メールの要保護性の点を重視すべきではない。その上で違法性判断につき、まず第一次的に、会社側は、当該情報の監視・開示について本人の同意を得るべきことが指摘されなければならない。

2. まとめ

これまでの検討をまとめると次のようになる。

まず、氏名、住所、電話番号、学籍番号といった一定範囲の人々にとっては周知の個人情報で、必ずしもセンシティブ情報でなくとも、プライバシー該当情報として保護される場合があり、それを示したのが早稲田大学名簿提出事件最高裁判決であった。まず、ここに労働者の私用メールについてのプライバシー保護の共通性を見出す事が出来る。というのも、F社Z事業部事件判決は、会社の電話とネットワークシステムの比較から、当該情報のプライバシーの保護の程度の低さに言及しており、まさに早稲田大学名簿提出事件で問われた情報について要保護性の低さと共通点を見ることが出来る。

その上で、この早稲田大学名簿提出事件最高裁判決は、違法性の判断枠組みについて、本人同意の有無のみに言及しており、小説や雑誌メディアによるプライバシー侵害が問題とされる場合の最高裁で用いられた従来からの違法性の判断枠組みとは、全く様相を異にするものといえた。有力な

³⁶我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（1937年、日本評論社）120頁。

³⁷杉原則彦・曹時56巻11号227頁。

見解によれば、報道の自由や表現の自由といった憲法上の価値とプライバシー権の対抗関係の中で、最高裁は、より慎重な判断を行うために、多くの考慮事項を踏まえた利益衡量、即ち総合考慮方式を採用してきたのである。他方で、早稲田大学による名簿提供は、要人警護という公益目的があるとはいえ、決して憲法上の権利の保護が関係するものではない。従って、違法性判断において、従来の最高裁の示した枠組み、即ち、総合考慮方式を採用する必要がなくなることとなる。

しかし、早稲田大学名簿提供事件最高裁判決における違法性判断を、総合考慮方式の延長上に位置づける見解もある。我々は、この理解に労働者のプライバシー保護についての二つ目の共通の土台を見出すことができることとなる。即ち、問題となる情報が本人の欲しない他者に伝播する場合には、当該情報のプライバシーの保護の程度に関係なく、本人の同意の有無、本人の同意を得る事の出来ない特段の事情の有無が、多くの判断要素の中でも、最も考慮すべき要素となるのである。

III. 結論

でF社Z事業部事件判決を検討したように、労働者の私的メールに対する監視行為の不法行為成立につき示された違法性判断は、表現の自由や報道の自由に係る事例におけるプライバシー保護に関する最高裁判決に沿うものではある。しかし、現時点での最高裁でのプライバシー保護の水準から見ると、労働者の私用メールに対する会社の監視行為の不法行為責任の判断枠組みには問題があるように思われる。メールの作成者である本人にしてみれば、業務と関連のない私用メールが企業に監視されることを快く思う者はまずいないであろう。最高裁判決では、プライバシーに該当する情報の要保護性の程度に関係なく、本人の望まない者への情報の提供には、必ず本人同意の手続を要求している。この点については、労働者の私用メールに対する会社の監視行為の不法行為責任の有無を判断する際に是非とも考慮されるべきであると思われる。

その上で、必ずしも外に向けて開かれているとはいいがたい日本の企業内部において、労働者の同意が、果たして真実のものであるか否かが更に問われる必要があるように思われる³⁸。同意に関する真実性は、意図的に曖昧な説明を行い同意を得る場合のほかに、周囲から圧力をかけて半強制的に同意を調達するといった場合に、改めて問題となろう³⁹。

³⁸東京地判平成15年5月28日判タ1136号114頁。

³⁹その他の事項についての労働者のプライバシー保護については、砂押以久子「労働契約締結・履行過程における労働者のプライバシー保護」法時78巻4号61頁（2006年）。